

別表 2

青少年育成団体助成金交付対象者選定要領

青少年育成団体助成金交付要綱（以下「要綱」と言う。）第3条第2項に規定された交付対象者の選定要領は以下のとおりとする。

（選定の実施）

第1条 交付対象者の選定は、要綱別表1の第3欄に定める団体の数を超える応募があり、かつ、交付申請額が予算を超える場合に行う。

2 交付対象者の選定は青少年育成鳥取県民会議 育成活動部会（以下「部会」と言う。）が行う。ただし、応募団体に所属するなど直接関係する委員は選定に加わることはできない。

（選定の方法）

第2条 交付対象の選定に当たっては、交付申請のため提出された書類を別紙の基準で審査し、評価の高いものから順に交付対象者とする。

2 前項の評価が同点のものがある場合は、委員の多数決によって順位を決定する。

3 審査の最終決定は、委員全員の同意を得て決定とする。

（事務の実施）

第3条 部会の招集、書類の調整等選定の事務一式は、青少年育成鳥取県民会議事務局が行う。

（その他）

第4条 そのほか選定に必要な事項は、部会で協議し、決定する。

別紙

青少年育成団体助成金交付対象者選定審査表

※各基準とも3点満点。3：大変優れている 2：標準的である 1：劣っている

団体名	審査基準・点数			合計
	事業への参加者数	地域との連携	事業効果	

【審査基準】

審査基準	考え方の目安
事業への参加者数	「青少年への直接的効果が見込まれる」「事業に参加する成人も多数になることが見込まれる」「青少年育成鳥取県民会議のPR効果が高まる」等により、事業への参加者人数が少なくても、内容が発展性なものは高く評価するものとする。
地域との連携	「青少年の健全育成団体のネットワーク化」「地域の子どもは地域で育てる県民会議の方針の普及への貢献」が見込まれるため、地域との連携、協力により実施する事業の評価を高くするものとする。
事業効果	青少年の健全育成に資する効果が高いと思われるほど事業の評価を高くするものとする。